

令和5年度 都民生涯スポーツ大会実施要項

(9)「剣道」

1. 主 催 公益財団法人東京都体育協会・東京都
2. 主 管 一般財団法人東京都剣道連盟
3. 期日／会場 令和5年9月3日(日) 14時30分～17時30分 / 東京武道館(大武道場)
4. 種 別 女子
5. 参加人員と構成(各1名、計4名)
監督、先鋒(35歳以上～40歳未満)、中堅(40歳以上～45歳未満)、大将(45歳以上～)
 - (1) 監督は選手を兼ねることができる。
 - (2) チーム構成上止むを得ない場合は、高年齢者を若年齢者の部に替えることが出来る。なお、この場合でもチーム構成は年齢順とする。
 - (3) 参加チームは各区市町村代表1チームとする。
6. 競技方法
 - (1) 試合は3チームまたは4チームで予選リーグを行い、各組の1位で決勝トーナメント方式により優勝、2位、3位(2チーム)を決定する。
 - (2) 予選リーグの得点は、勝ちが1点、引き分けは0.5点、負けは0点とし、得点、勝者数、総本数により、勝ちチームを決定する。1位を決定する必要がある時には代表者戦を行う。
 - (3) 試合および審判規則
 - ①全日本剣道連盟剣道試合・審判規則と同細則及び主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判方法)に記載の試合方法による。
 - ②試合は3本勝負、試合時間は3分とする。勝敗の決まらない場合は、引き分けとする。
 - ③勝者数が同じ場合は総本数による。総本数も同じ場合は代表者戦を行う。代表者戦は先鋒から大将の中より各チームで任意に選出して行い1本勝負とし、試合時間は3分とする。試合時間内に勝敗の決しない場合は延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。なお、延長戦に入ってから試合時間は3分ずつ区切って行う。また、3回行っても勝負が決しない場合は5分間休憩をとる。それを繰り返し勝敗の決するまで行う。
7. 組合せ
(一財)東京都剣道連盟において行う。
8. 参加資格
都民生涯スポーツ大会開催基準要綱 7 大会参加資格等(5ページ)に定めるもののほか、以下のとおりとする。
 - (1)東京都外在住者の参加は、1地区最大1名とする。
9. 表彰
優秀なチームに賞状を授与する。

10. 竹刀計量

- (1) 竹刀の計量は必ず受けること。(原則として、出場団体ごとに13時30分から14時までに行う。)
- (2) 竹刀の長さ、重さ、太さは次のとおりとする。

長 さ	重 さ	太 さ	
120センチメートル以下	440グラム以上	先端部最小直径	25ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上

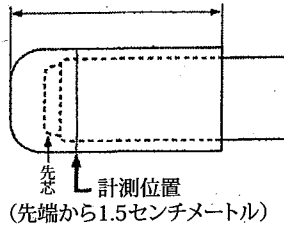
ただし、二刀の場合は、

大刀	114センチメートル以下	400グラム以上	先端部最小直径	24ミリメートル以上
			ちくとう最小直径	19ミリメートル以上
小刀	62センチメートル以下	250～280グラム	先端部最小直径	24ミリメートル以上
			ちくとう最小直径	19ミリメートル以上

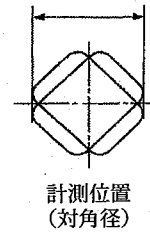
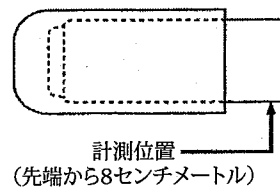
付 剣道試合・審判運営要領

<竹刀の先革長、先端部最小直径値の計測方法>

先革の長さ50ミリメートル以上



<ちくとうの最小直径値の計測方法>



11. 参加料

参加料は、選手・監督・一人に対し、1,000円(傷害保険料を含む)とする。

※エントリー受付後のキャンセルは認めない。各区市町村は、全競技一括して大会本部へ納金(銀行振込)する。また、入金後の返金は原則として対応できませんので予めご了承ください。

12. 申込方法

(1)参加申込は、所定の用紙により2部作成(1部は原本をコピー)し、地区体育・スポーツ協会等がまとめて、6月12日(月)～6月30日(金)の間に以下へ送付する。**<必着>**

送付先 〒160-0013 新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 10階
(公財)東京都体育協会[都民生涯スポーツ大会]本部

(2)参加申込後の選手変更は9月1日(金)午後3時までに所定の選手変更届を大会本部及び東京都剣道連盟(TEL 5405-2166・FAX 5405-3680)まで提出すること。当日の選手変更は認めない。

(3)ご提供いただきます住所・氏名等の個人情報は、本件の目的以外には一切使用致しません。

13. 参加上の注意

- (1) 本大会に参加する選手は、必ず所属地区・姓を明記した名札を垂につけること。
- (2) 試合時には、シールド(マウスガード)を必ず着用し、面マスク等は個人の判断に委ねます。

14. その他

- (1) 盗難が多発しておりますので、貴重品はなるべく持参しないようお願いいたします。
- (2) 駐車場がありませんので車でのご来場はご遠慮下さい。
- (3) 靴入れのビニール袋をご持参ください。

足立
山
本

3. 都民生涯スポーツ大会開催基準要綱

1 総則

都民生涯スポーツ大会（以下「大会」という。）を開催するために、この要綱を定める。

2 目的

この大会は、幅広い世代のスポーツ愛好者を対象としたスポーツ大会であり、参加者が実力に関係なく、日頃の練習の成果を発揮する中で、スポーツを通じて親睦を深めることを目指す。

3 主催

大会の主催者は、公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）及び東京都とする。

4 開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会本部は、協会内に置く。
- (3) 実施競技の運営は協会加盟競技団体が主管する。
- (4) 大会の規模、開催期日、参加人員等の基準については、競技別実施要項で定める。

5 大会の重要事項の変更

この要綱及び大会の重要事項については、体育大会委員会において決定し、理事会の決議によって変更することができる。

6 開催時期

大会の開催は、9月を中心会期とする。

7 大会参加資格等

各実施競技の参加資格については、大会の目的及び各競技の特性に応じて各主管団体が検討し、大会本部の承認を得る。

- (1) 大会の参加選手・監督は、当該区市町村の体育・スポーツ協会等が推薦した者で、参加競技終了まで、次のア又はイのいずれかの資格を有する者とする。

ア 東京都内在住者

大会開催年の4月1日以前から都内に住民票を有する者で、次の①～③のいずれかを満たす者

- ① 当該区市町村内に住民票を有する者
- ② 当該区市町村内に在勤（パート・アルバイト等を含む。）する者
- ③ 在住又は在勤する区市町村にかかわらず、大会開催年の5月1日までに、当該区市町村の体育・スポーツ協会等に加盟する競技団体に登録している者又は当該区市町村内に所在するスポーツ団体等に所属している者

イ 東京都外在住者（都内に住民票を有しない者）

当該区市町村内に在勤（パート・アルバイト等を含む。）する者で、大会開催年の5月1日までに当該区市町村の体育・スポーツ協会等に加盟する競技団体に登録している者。ただし、東京都外在住者の参加人数は若干名とし、詳細は競技別実施要項で定める。

- (2) 年齢基準日は、大会開催年の4月1日現在とする。
- (3) 大会に参加する者の年齢は、18歳以上（高校生、高等専門学生を除く。）とし、詳細は競技別実施要項で定める。
- (4) 参加競技は、一人一競技とする。
- (5) 原則として、各競技団体の登録を条件としない。
- (6) 健康管理は、事前に健康診断を受けるなど、参加者の責任とする。
- (7) 参加制限

ア 過去において都民体育大会、国民体育大会（都・関東予選会を含む。）、全日本選手権大会等に選手で出場した者は、競技ごとに出場を制限する場合もある。

イ 競技ごとに、各区市町村は代表として1チームを推薦する。ただし、サッカー、ボウリング、

ゲートボールについては2チームを推薦できる。

8 実施競技

(1) 大会で実施する競技は、次のア～ウの事項をすべて満たしていること。

ア 協会加盟競技団体の競技であること。

イ 次の4つのうちいずれかの要件を満たしていること。

- a オリンピック競技（種目）
- b 国民体育（スポーツ）大会の実施競技
- c 日本伝統の武道
- d 参加できる大会が少ない競技（種目）

ウ 参加地区数が10地区以上の競技であること。

(2) 令和5年度～令和9年度大会で実施する競技は、次のとおりとする。

水泳、陸上競技、バスケットボール、テニス、サッカー、ソフトバレーボール、ソフトテニス、バドミントン、ソフトボール、弓道、剣道、ラージボール卓球、なぎなた、ボウリング、ダンススポーツ、ゲートボール、柔道（以上17競技）

(3) 実施競技の見直しについて

実施競技については、8（1）及びガバナンスコードの遵守状況等に基づき、一定期間（4年）を経て、見直しを検討する。

9 参加申込み

各区市町村に送付される実施要項に基づいて申し込む。

(1) 大会本部の指定した方法・期日を原則とする。

(2) 参加料

参加料は、選手、監督、コーチ、マネージャー、補欠一人それぞれに対し、1,000円（傷害保険料を含む。）とする。

10 表彰

競技種目（種別を含む。）ごとに優秀なチーム又は個人に賞状を授与する。

11 不正行為等

ア 不正行為、競技の結果等に疑義があるときは、大会本部に申し出るものとする。ただし、所定の様式による申出を原則とし、その内容に具体性がなければならない。

イ 疑義の申し出は、出場選手の推薦団体である各区市町村体育・スポーツ協会等、または、参加競技種別の監督（代表者）とする。

ウ 前記ア、イの申し出等は、参加競技終了日の5日後までとする。ただし、各競技の実施要項の競技規定に定めのある場合は、この限りでない。

エ 不正行為があったと認められるときは、該当する競技種別のみ競技成績を取消すこととし、順位の繰り上げは行わない。ただし、次年度の参加は認める。

オ 各競技団体は、主催者と協議のうえ、前記エに加え制限を設けることができる。

12 競技の実施要項

(1) 各競技団体は、大会本部の指定した期日までに競技別実施要項を作成し提出する。

(2) 競技別実施要項に記載する内容は次のとおりとする。

ア 競技名	イ 日時	ウ 会場	エ 参加人員と構成
オ 競技規則等	カ 参加の資格	キ 表彰	ク 参加申込方法
ケ 参加上の注意	コ 監督会議	サ その他	

13 その他

(1) 参加人員、プログラム、大会役員、賞状の様式については別に定める。

(2) 日程及び各競技の実施要項は別に定める。